

## 社会保障論評22-008号 (作成日: 2022年8月29日)

「雇調金 上限引き下げへ」 朝日新聞2022年8月26日付朝刊7面

<要参照: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)>

- 「政府は、企業が従業員に支払う休業手当の一部を補助する雇用調整助成金（雇調金）について、コロナ渦で特例的に増額していた助成金の上限額を10月から引き下げる方針を固めた」という記事である。「雇用保険財政の負担」の増加抑制の措置とされている。
- 「雇調金は企業が従業員を解雇することを防ぐのが目的」で、「引き上げは雇用維持に大きな役割を果たしたとされる」ものの「雇用保険に非加入の非正規労働者ら向けの『緊急雇用安定助成金』も含め、26日までに6兆円に達する見込み」という状況になっている。
- 雇調金の問題点について、第一生命研究所エコノミストの星野卓也氏は、「コロナ渦が明らかにした失業者救済措置の課題」で、「支給スピードの遅さ」「漏れる人の発生」「労働移動の阻害」の3点を指摘している (<https://www.dlri.co.jp/report/macro/182833.html>)。
- 一番問題となる「漏れる人の発生」への対応が、「緊急雇用安定助成金」で、「従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主」が「雇用保険被保険者ではない従業員の方を休業させた場合」に利用できる (<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782443.pdf>)。
- コロナ渦での「生活を守る」ためには、「ひとり10万円の特別定額給付金」が全世界に支給されたが、1回限りでは、その効果は限定的であった。さらなる支給を求める声は根強くあるが、バラマキとの批判の声も大きく、財源問題から限定的なものになっている。
- そんな中、「給付」という形態に対して、根本的な疑義も生じている。持続化給付金・家賃支援給付金・一時支援金・月次支援金などについて、不正受給のケースが後を絶たない。所管官庁や国税局の職員までもが、不正を主導したりしている惨憺たる状況である。
- 一方、貸付金では「生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金及び総合支援資金）」が利用できる (<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>) が、返済開始時期が決められており、返済の負担が大きく厳しいといった報道も繰り返し行われている。
- 新型コロナは、大変な災害であるが、今後の人々の暮らしや国の在り方を考える上では、大きな教訓を与えてくれていると言えるのではないか。その課題は、AIの進展によって、多くの職業が駆逐されると危惧される新たな時代への処方箋につながる気がする。
- 世界各国において、BI（ベーシック・インカム）に似た「生活を守る」ための対応が行われた。各国の社会保障制度の整備状況により、その内容はマチマチではあったが、社会を守るため、経済を守るためにも、国民の「生活を守る」重要性は認識されたであろう。
- 我が国の場合、「生活を守る」よりも、企業を通じて「雇用を守る」ことに力点が置かれたきらいがあるが、「休業手当を支給しない企業では雇用調整助成金が機能しない」ケース等もあり、直接的に国民の生活を支援することの必要性が、眼を開ければ見えてくる。
- 我が国の社会保障制度には、失業保険など、生活保護を忌避する仕組みが盛り込まれているものがある。生活保護が、「給付」でなく「貸付」でもきちんとしたBIに脱皮できれば、そのように対象を限定した制度の存在意義は乏しくなるのではないか。（以上）